2　各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（勤務時間法第十五条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与法第十六条第三項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一　給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）　当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二　育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定により読み替えられた給与法第十六条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間　当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三　給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間　当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3　前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4　各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、各省各庁の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5　各省各庁の長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6　各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであるにふさわしいものとなるよう、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7　超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、人事院が定める。

第十七条第一項中「（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（休日」を「（勤務時間法第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

第二十二条第一項第十四号中「週休日」の下に「、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第三十二条中「及び」を「、第十六条の三第一項及び第三項並びに」に改め、「宿日直勤務」の下に「、超勤代休時間の指定」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の八の表勤務時間法の項中「第十五条第一項」を「第十三条の二第一項又は第十五条第一項」に改め、同表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項中「第十七条第二項」を「第十六条の三第五項又は第十七条第二項」に改める。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　前書き中「人事院規則９―93（管理職員特別勤務手当）」の次に「、人事院規則９―97（超過勤務手当）」を加える。

第２項第17号の次に次の１号を加える。

十七の二　人事院規則９―97(超過勤務手当)に規定する次に掲げる事項

(1)　第３条第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(2)　第３条第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。

(3)　第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

2　この決定による改正は、平成22年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成６年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年２月１日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第２号中(8)の次に（８の２）として次のように加える。

（８の２）　第16条の３第７項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

第２項第２号(18)中「宿日直勤務」の次に「、超勤代休時間の指定」を加える。

2　この決定による改正は、平成22年４月１日から効力を発生する。

国家試験

平成22年度衆議院法制局職員採用Ｉ種試験公告

平成22年度衆議院法制局職員採用Ｉ種試験について次のとおり告知する。

平成22年２月１日　衆議院法制局

1　試験の名称　衆議院法制局職員採用Ｉ種試験（上級職員を採用するための試験）

2　受験資格

(1)　受験資格

①　昭和55年４月２日から平成元年４月１日までに生まれた者

②　平成元年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

a　大学を卒業した者及び平成23年３月までに大学を卒業する見込みの者

b　衆議院法制局長がａに掲げる者と同等の資格があると認める者

(2)　次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

3　職務内容等　衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

4　採用予定人員　若干名

5　採用及び待遇

採用予定年月日　平成23年４月１日

待遇　初任給は行政職給料表(一)２級１号給で、国家公務員採用Ｉ種試験に合格し、一般職の職員として採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、社会人としての勤務経験を積んだ者については、経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。